

事業区域内土地使用同意書

申請者（ ）の施工に係る土砂等の堆積の事業については、
異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地 目	地積（登記簿）	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、申請者から、 年 月
日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	事業を行う者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
2	事業区域の位置及び面積
3	事業の目的及び事業の期間
4	元請負人、採取者、運搬者、工事請負者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
5	土砂等の搬入予定量及び搬入計画
6	周囲の生活環境の保全、排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画、その他災害、事故等の防止するために必要な措置
7	土地所有者の義務に関する事項（下記条例参照）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所

氏 名

印

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例（抜粋）

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（土地所有者等に対する命令）

第26条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害（以下この条において「災害等」という。）により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、その土地の土地所有者等に対し、災害等を防止するために必要な措置をとるべきことを命じるものとする。ただし、当該土地所有者等以外の者の行為により、当該事態が生じるおそれがあると認める場合において、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）に災害等を防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対し、命じるものとする。